

別記第1号様式（第3条関係）

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査  
適合証

（依頼者の氏名又は名称）

（登録住宅性能評価機関名） 印

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定基準のうち、下記に掲げる基準に適合していることを証します。

記

- 1 住宅の位置
- 2 住宅又は建築物の名称
- 3 住宅の建て方
- 4 認定申請先の所管行政庁名 芽室町
- 5 適合することを確認した認定基準の区分

■ 法第6条第1項第1号関係（長期使用構造等）

- 法第2条第4項第1号イ関係（構造の腐食、腐朽及び摩損の防止）
- 法第2条第4項第1号ロ関係（地震に対する安全性の確保）
- 法第2条第4項第2号関係（構造及び設備の変更を容易にするための措置）
- 法第2条第4項第3号関係（維持保全を容易にするための措置）
- 法第2条第4項第4号関係（高齢者の利用上の利便性及び安全性）
- 法第2条第4項第4号関係（エネルギーの使用の効率性）
- 法第6条第1項第2号関係（住宅の規模）
- 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イ関係（建築後の住宅の維持保全）
- 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロ関係（資金計画）

技術的審査依頼年月日	年	月	日
認定申請予定日	年	月	日
適合証交付年月日	年	月	日
適合証交付番号			
審査員氏名			

別記第2号様式（第12条関係）

取り下げ届

年 月 日

芽室町長 様

届出者 住 所  
氏 名

印

下記の認定の申請を取り下げるので、芽室町長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第12条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 申請年月日  
年 月 日
- 2 確認の特例の有無（法第6条第2項に基づく申出）  
有 無
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 取り下げ理由

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 備 考 欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

- （注意） 1 ※印欄は記入しないでください。  
2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください

別記第3号様式（第13条関係）

取りやめ届

年 月 日

芽室町長 様

届出者 住所  
氏名

印

認定長期優良住宅建築等計画に基づく下記の住宅の建築工事又は維持保全を取りやめたいので、芽室町長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第13条の規定に基づき、認定通知書を添えて届け出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第6条第2項に基づく申出）  
有 無 （確認年月日・番号）
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 認定計画実施者の氏名
- 6 取りやめ理由

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 備考欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

- （注意） 1 ※印欄は記入しないでください。  
2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください

工事完了報告書

年 月 日

芽室町長 様

報告者 住所  
氏名

印

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了しましたので、芽室町長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第6条第2項に基づく申出）  
有 無 （確認年月日・番号）
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 認定計画実施者  
【氏名】  
【住所】  
【電話番号】
- 6 定期点検等実施予定者  
【氏名又は名称】  
【住所】  
【電話番号】
- 7 認定長期優良住宅建築等計画に基づき、住宅の建築が完了したことを確認した建築士等  
【資格】（ ）建築士（ ）登録第 号  
【住所】  
【氏名】  
【建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号  
【所在地】
- 8 工事中の軽微な変更の内容

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 備考欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。  
2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください  
3 「8 工事中の軽微な計画変更の内容」は別紙とすることができます。  
4 建築士法第20条第3項による工事監理報告書、及び、軽微な変更が合った場合にはその変更に係る図面を添付してください。

認定長期優良住宅状況報告書

年 月 日

芽室町長 様

報告者 住 所

氏 名

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により、報告の求めのあった認定長期優良住宅建築等計画に基づく次の住宅の建築工事又は維持保全の状況について、芽室町長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定計画実施者の氏名
- 5 建築又は維持保全の内容

--

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 備 考 欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。  
2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください

認定しない旨の通知書

第 号  
年 月 日

様

芽室町長

印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、芽室町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、芽室町（代表者 芽室町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

別記第7号様式（第16条関係）

承認しない旨の通知書

第 号  
年 月 日

様

芽室町長

印

別添の承認申請書の申請は、下記の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による承認をしないこととしたので、これを通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に芽室町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、芽室町（代表者 芽室町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

改善命令書

第 号  
年 月 日

様

芽室町長

印

下記の認定長期優良住宅建築等計画について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条第項の規定により、改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、芽室町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、芽室町（代表者 芽室町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限

認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

芽室町長

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第1号の規定に基づき、下記の認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、芽室町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、芽室町（代表者 芽室町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 理由

認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

芽室町長

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定に基づき、申出のあった下記の認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 理由